

学校選択制についての一考察

－イギリスの free school が意味するもの－

加 藤 潤

はじめに

イギリスの戦後教育改革史は、単純化すれば保守党と労働党の政治的イデオロギーをめぐる二項対立の中で大きく揺れ動いてきたとって過言ではないだろう。すなわち、戦後イギリス社会は、社会民主主義的な福祉国家を理想としているという単純な社会像に収れんしていくのではなく、むしろ、二つの異なる社会像の間で葛藤を繰り返してきたという見方が、教育変動についての説明力をもつということである。そこで、まず教育における二つの理想像について若干説明を加えておきたい。

戦後、「すべての者に中等教育を」という理想に掲げて、イレブン・プラス試験と三分岐システムを廃止し、総合制中等学校 (comprehensive school) を実現した労働党文部科学省大臣クロスランドの教育政策 (1965年: circular10/65) は、教育によって社会平等を実現しようとしたイデオロギー的制度改革だったといえる。のちに、その労働党から政権を奪還した保守党サッチャー政権 (1979-90) は、コンプリヘンシブ主義 (comprehensivism) と呼ばれる平等化政策から、新自由主義的な市場原理へと急旋回していった。これもまた、個人の選択の自由を理想とする市場経済型社会像の、教育政策における表現型に他ならなかった。

二十年近い保守政治の後、政権に復帰した労働党ブレア内閣 (1997-

2007)は第三の道(The Third Way)という標語を掲げ、「効率と公正」、すなわち、「選択の自由と平等の保証」を両立させる折衷的政策を打ち出した。だが、これで二つの政治イデオロギーの振り子は静止に向かったのではなく、2010年に登場した新政権(保守党と自由民主党の連立政権)は、個人の選択の自由を大幅に拡大し、大きな政府から小さな政府への転換という、40年近く前にサッチャー政権が掲げていたイデオロギーを再び標榜したのだった。

本論で議論していきたいのは、この新しい保守連立政権(coalition government)が強力に推し進めている教育政策のひとつであるフリー・スクール(free school)と呼ばれる新しいタイプの学校である。フリー・スクールは、親、教師、教育団体によって設立可能であり、地元校とは異なるタイプの学校(additional school)である。ここでは、フリー・スクールがいかなるものであり、こうした学校を導入することで、現政府がいかなる社会を目指しているのかについて議論していきたい。それらを検討する過程で、学校選択とは誰のための、誰による選択なのかという、いわば社会像の選択として見る視点に立っていきたい。

1. 教育は社会を変えられるか?—学校選択制のステーク・ホルダーとは

M. アップルは、学校選択制とは、教育の消費者である生徒・親が学校を選ぶのと同時に、学校が生徒・親を選んでいるという側面があることを指摘する(Apple(2006),(2012)p.6)。

いわば、学校選択制の下では需要者である親と供給者である学校は、利益を共有する経済的交換関係を結ぶのである。そのことが、質の高い学校教育(あくまで学力や進学という指標のみ)というパイをめぐるゼロサムゲームでは、特定の階層が優先的に資源を獲得することになり(cream on top)、教育格差の拡大を助長することになるのである(藤田、

2010、p.228)。

このゼロサムゲームにおいては、二つの社会像をめぐって異なる階層の教育受益者（家庭）が駆け引きを繰り返していると考えられる。ひとつには、既得権を持つ中流以上の階層家庭による、家庭文化、資源（学歴、職業、富）の再生産に対する執着が前提としてある。彼らはアップルがいうように「教育は社会を変革する力」を、むしろ既得権を侵す機能として見る。なぜなら、アップルがいう社会変革とは、教育による社会平等化、貧困層への富の再分配を進めることであり、この機能が強まれば、彼らの既得権は脅かされ、次世代へと家庭（家）の富が再生産されなくなる可能性があるからである。現行の教育システムをいかに最適に利用し、最大利益を上げるかという金融商品投資と同じメンタリティーが働くのである（加藤 2006）。

では、世界各国で中産階級以上の階層が支持する政治勢力が積極的に教育改革を進めるのは何故なのだろう。変化より静止を求め、そこでの階層再生産を優先するなら、あえて現在の教育システムを維持することを支持した方が得策ではないだろうか。しかしながら、問題は、教育改革（ここでは学校選択制導入）によって、ゼロサムゲームがさらに自己利益を拡大すると考えれば、あえてそこに止まるより変化を求めることで、より大きな利益が見込まれるということだ。ゲームのルール変更によって勝利の確率が高まり、必勝が見えてくるなら、そのルール改変を何としても自分の世代で実現させ、次世代に教育保険資産として相続させようとするのは当然だろう。

つまり、中産階級以上の家庭にとっての理想社会とは、小さな政府による自由市場社会であり、そこで自分たちが最良の選択が可能になり、結果的に、かれらの社会的資源は次世代へと再生産されることになるのである。近年指摘されているペアレントクラシー（parentocracy: 子の能

力より親の選択による学歴決定)は、社会資源を持てる層(haves)にとっては都合のよい価値基準であることは間違いない(加藤 1998、David, M. 1992参照)。しかも、その際の選択とは、自己責任による選択という個人の嗜好の問題として解釈されることで、不公平、格差拡大といった批判を回避できる。なによりも、選択によって他者の利益を侵害するわけではないからである。もちろん、ゼロサムゲームにおいて、ひとつの選択をするということは、他者の選択を制限することになることは藤田(前掲)も指摘しているが、自由選択原理は、あらゆる人々に開かれた選択システムによって機会均等が保証されているという正当化によって批判を無効化できるのだ。いわば、教育がスポーツにおける競争原理と似た様相を呈し、オープン・エントリー、オープン・アクセスのゲームなのだから、そこでの優勝劣敗についてはそのプロセスや原因を問わないという暗黙の了解が社会の間に生まれつつあるのだ。

ところで、学校選択制で不利益を被る階層の家庭(持たざる者:haves-nots)はどのような社会像を持っているのだろうか。社会像といった政治的な見通しというより、自分の家庭(家)の長期的維持計画といった方がよいかもしれない。S. ボールが早くから指摘してきたように、彼らは情報収集スキルや長期的計画立案習慣を持たないことから、選択ゲームでは常に不利になる(Ball, S. 1993)。それを助長するのが学校選択の自由化なのである。だからといって、彼らが社会的不公平を叫び、アフーマティブ・アクションのようなアドバンテージを求める動きは、現在低調になっている。なぜなら、すでに結果の平等を求める社会運動は退潮し、むしろ、機会の開放制さえ保障されれば、あとは自己責任において結果を求めてください、という言説が定着しているからである(加藤 2010)。進学や就職において、貧困層が不利な選択と結果に甘んじていることは、この言説からいえば、計画性の欠如、情報収集の怠慢、即

物的欲望の優先などといった、道徳的欠陥として冷笑されてしまうのである。

とはいえ、支配的政治勢力といえども、社会的格差が極限まで広がった場合のリスクとコストは回避したいと考えているはずである。したがって、言説としては、自由選択を保証する社会を目指すとは標榜しながらも、リスク低減のための調整装置として富の再分配と結果平等の限定的保障という矛盾する社会像も重ねて提示しなければならないのである。

そこに、教育政策をめぐる二つの立場の葛藤の複雑さが生まれるのである。両者の言説がもつ複層性を無視して単純化すれば、リバタリアン(libertarian)とコミュニタリアン(communitarian)の二分法で片づけられるかもしれない。しかし、実際には二つの立場が資源をめぐる複雑な交換、読み替え、隠蔽を繰り返していると考えられる。

本研究で対象とする学校選択制がもたらす格差拡大については、社会科学者による実証研究で定着しているといえるにもかかわらず、世界各国の教育政策は実証研究を黙殺するかのようになり、教育の市場化(商品化)を進めている(Apple 2005)。その仕組みを明らかにするために、いわば、学校選択制導入をめぐる葛藤をミクロな場面で検証しようというのが、本研究の目的である。

ここでは、その事例として、イギリスにおけるフリー・スクール設立をめぐる地方の葛藤をつぶさにみていきたい。このフリー・スクールは既述のとおり、親や公益団体(trust)によって設立可能であり、その名称はスウェーデンのモデルにならっている。本研究で取り上げるのは、イギリス南西部のデボン州(Devon)で初めての中高等学校として設立を予定している「ルート39フリー・スクール(Route 39 academy: academyという校名だが、法的形態はfree schoolである。以後、

Route 39と略称する)」である。このRoute 39設立をめぐる、地元の既存公立校教員との間に生じている葛藤を、様々な議論、インタビューをもとに明らかにしたいと考えている。これはエスノグラフィックな方法で地方誌を描写するというより、むしろ、3つの行為者（アクター）が繰り広げる三様の社会像を、free school 設立場面で明らかにすることが目的である。その際のアクターとは、1）地元住民と公立学校教員（community）、2）フリー・スクール設立企業体（trust）、3）教育政策担当者（government）の三者である。

まずは、フリー・スクール政策の概要とその特徴について見ておこう。

2. フリー・スクール誕生の経緯とその特徴

イギリス連立政権（coalition party）によって打ち出されたフリー・スクール政策については、望田（2012）がすでに詳細な報告を行っているので、ここでは、それをたどってみたい。

2010年に労働党から政権を奪還した保守党（conservative party）と自由民主党（liberal democratic party）の連立政権は、発足の翌月、教育大臣 Michael Gove によってフリー・スクール政策を発表した。その設立理念は、学校設立権限を政府、地方教育当局（local education authority）から地域の親、教員に移すことであった。つまり、教育政策を官僚統制から自由市場原理へと転換させること、そして、学校設立の自由によって競争原理を働かせ、教育水準を向上させることだった（望田、前掲、pp.177-8）。こうした学校設立の自由化には、それまでの経緯があった。実は、このタイプの学校、すなわち、設立は自由だが予算は国が負担するという学校形態は1990年代初頭に一度、保守政権が強力に導入しようとしたことがあった。サッチャー政権は、公立学校が自主的に地方教育当局を離脱（opt-out）し、政府予算直轄校（GM校

=grant maintained school) になることを許可するという政策をすすめたことがあった。これは、前節で述べたように、60年代のコンプリヘンシブ政策へのアンチ政策に他ならなかった。その背後にはハイエキアンと呼ばれる、レッセ・フェール型の市場経済を理想とする経済学者ブレインがいたことはよく知られている（加藤、1994参照）。だが、92年に教育白書（Education White Paper）で加速させようとしたオプト・アウト政策（選択的離脱政策）は思うようにすすまず、コンプリヘンシブスクール解体には至らなかった。

その後、労働党政権に移行した際、かつてのような揺り戻しは起きなかった。ブレア政権の教育政策は、コミュニティ重視をうたってはいるものの、市場原理を否定するものではなく、いわゆる折衷的政策だった（The Third Way: ギデンス（1999）参照）。そのことは、ブレア政権下で打ち出された、アカデミー（academy）という新しいタイプの学校がフリー・スクールの前身になっている事実からもわかる。簡単に言えば、アカデミーとは、これまで学校区（catchment area）に割り当てられてきた公立校に加えて設立可能な、カリキュラムに特色をもった自主運営学校（予算は国による）のことである。

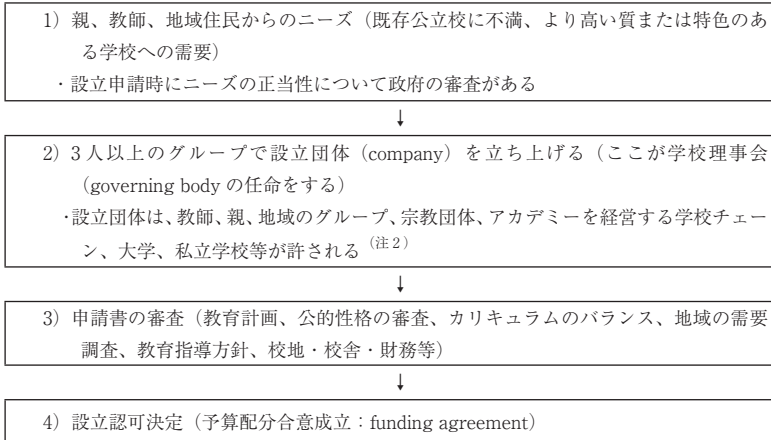
労働党政権でも、教育政策の課題は、イギリス全体の学力水準を上げることだった。これは、国際学力比較調査や GCSE の平均点といった、量的学力指標をもとに作られていった学力向上言説ともいえる潮流の中で、教育改革を停止または60年代へと逆行させることは許されなかったと解釈できる。アカデミーは初期には教育困難校、貧困層の学校を立て直すためのモデルとして導入されたが、その後も2003年には先進的学校（Leading Edge School）を導入するなど、新しい学校の導入によって既存校までも活性化させ卓越性（excellency）を高める政策は続いた。このことを国際的文脈でみれば、すでに1974年にアメリカでチャーター・

スクール（Charter School）が設立されて以来、教育の市場原理化は各国の教育改革の基調となっていたといえる。消費主義と同一視された教育の中で、ペアレント・クラシー（親の選択重視）と呼ばれる価値が浸透していったのだった。いってみれば、イギリスのフリー・スクールはチャーター・スクールの模倣版だった。その意味では、労働党政権で「効率と協働の両立」を掲げていた間の遅れを取り戻すかのように、保守連立政権が急速にアメリカの後追いをしたのも当然だろう。

実は、フリー・スクールという名称は、スウェーデンで導入された同じ名称の学校タイプをほぼそのまま移植したものだ。スウェーデンのフリー・スクールはすでに就学年齢（1 - 18歳）の20%が在籍するほどにまで拡大しているが、その経営母体が企業体に近いことには社会学者から批判が投げかけられている（Ball, 2012. chap.6, Education as Big Business 参照）。同様の指摘は、アメリカのチャーター・スクールに関してもある（Apple, 2005）。だが、イギリス政府はそれらとほぼ同形のシステムを導入したのだった。

さて、このフリー・スクールの特徴を一言でいうなら、政府直轄予算を配分された私立形態の学校（state funded independent school）に尽きるだろう。では、このフリー・スクールはどのようにして設立されるのか、望田（2012）および、イギリス教育省が公開している情報（The Department for Education, free schools FAQs^{（注1）}）を参考にしながら、以下で図式化しておく。

図表1：フリー・スクール設立のプロセス



これら一連のチェックにおいて、既存の公立校とどの程度異なる性格の学校を許可するのか、その点はまだ歴史が浅く、実態を一般化するのは早計である。たしかに、フリー・スクールには、既存公立校と以下のような違いがある。

- 1) フリー・スクールはイギリスの学習指導要領ともいえるナショナル・カリキュラムに拘束されない。
- 2) 選抜方針に自由がある（設立関係者の子どもを優遇することも可能）。
- 3) 教員の採用に自由がある（無資格教員を雇用することも可能）。

しかしながら、審査の課程で、極端な宗教的偏りやイデオロギーを持つ学校は排除される。当初から、宗教学校（religious schools）はフリー・スクール設立に積極的だった。なぜなら、フリー・スクールはナショナル・カリキュラム（学習指導要領）の拘束を受けないことから、宗教教育が強化できることが大きな魅力だったと考えられる。しかしながら、2012年には、宗教学校設立フリー・スクールを巡って、ひとつの議論が

起きた。それは、進化論反対論団体（anti-evolution groups）の支持を受けたフリー・スクールで、天地創造説（creationism）またはインテリジェント・デザイン（intelligent design）の概念が教えられる可能性が高いとして、生物学者、R. ドーキンス（Richard Dawkins）、ジャーナリスト、D. アッテンボロー（David Attenborough）等が反対声明を発表したのだ。それに対して政府教育省は、最終的に、天地創造説を教える学校へは出資しない（funding agreement を結ばない）と結論を出し、進化論者の主張が認められたことがあった（Guardian, website, 15, Sunday, January, 2012参照）。

現在の状況の評価すれば、2010年の保守連立政権発足直後に教育大臣（Michael Gove）によって表明されたフリー・スクール制度が様々な問題や葛藤を繰り返しながら拡大していく試運転期間だと位置付けられる。なかでも大きな問題は、地元公立校、または、すでにあるアカデミー校と、あらたに設立されるフリー・スクールが葛藤を繰り返している状況である。そこには、「学校と地域共同体」、「教育の社会的平等」といった、社会像をめぐる議論が未決のまま現実政策の中で試されている。

そこで、我々はどの社会像に向かうべきかという大きな議論を、本研究では一つのフリー・スクール設立をめぐる、地域と設立者の論争を事例にして考えてみたい。

3. 地域分断か教育水準向上か－Route 39 フリー・スクール設立をめぐる議論－

学校選択制の是非をめぐる議論は、大きく二つの立場の対立構図を呈する。是認派の論調は、学校選択制導入によって、既存校との競争関係が生まれ、それが無風状態だった学校に刺激を与える起爆剤となり、ひいては地域全体の教育水準が向上するという立場である（黒崎、1996, 1997）。一方、反対派は、学区廃止によって地域が分断され、学校選択

は親によって利己的に利用されることになり、そのことが階層分化を極化させるという批判を展開する（藤田、1996、1997、加藤、2010、2011）である。

議論の構図はイギリスにおいても同じである。教育社会学者が新自由主義的な競争原理の教育への導入を批判し、親の学校選択における階層格差拡大を実証する一方で、政府の教育改革は、多様性と教育水準の向上を掲げて、学校選択制導入を加速させている。今回のフリー・スクール制度導入も、アカデミズムからの批判にさらされながらの強硬政策といわざるを得ない。では、この政策に、どのようなメリットが、どのような集団にあるのか、そのことをひとつの事例から検証してみたい。

さて、本研究が注目するのは、イギリス南西部、デボン州（Devonshire）の北部に2013年に開校した Route 39である。同校はデボン州最初の中等教育フリー・スクール設立として設立前から耳目を集めた。2011年、地域の親と教師たちによるグループが国道39号（A39）の近くに、特色ある教育を提供する中等学校を作る運動を開始し、2013年9月に開校が認められたものだ。この Route 39開校認可前後には、地域住民、地元中等学校長、Route 39、政府見解との間で様々な議論がなされている。その一端をここで紹介し、このフリー・スクールが、なぜ認可され、地域にどのような影響を与え、そのステーク・ホルダーは誰なのかを検証していきたい。

地域の既存中等学校（Holsworthy Community College）の校長（David Fitzsimmons）による反対論^{（注³）}。

論点 1）厳しい財政状況のなかで税金は一円たりとも無駄にできない。その中で公的資金を地域ニーズの無い新しい学校に投入するのは浪費（waste）でしかない。

2) 教育省は地域ニーズのあるところにしかフリー・スクールを作らないと言っているが、この地方にはすでに4校の中等学校があり、地元地域には Holsworthy 校がある。しかも、この地域では、今後学齢人口の減少が予想されているにもかかわらず、新たな定員を付加することは正当化できない。

3) 特定の親の選択肢を増やすためのコストとして、他校の教員の首をきることを受け入れることはできるのか。

校長の反対論に加えて、同じウェブサイト上では住民がもう一つの論点から以下のように反対している。

4) Route 39の学校理事会 (governing body) の一人で教員代表のグリムショー氏 (Mr. Grimshaw) とその妻は、かつてプリストルの学校経営母体 (school trust) で働いていた。彼らが学校の重要ポストを占めることになるのだろうか？

これら4点を一般化して説明しておきたい。まず、1) はフリー・スクールのみならずアカデミーに対しても投げかけられる批判であるが、ようするに、学校運営としては地方教育局 (LEA) の管轄をうけず、ナショナル・カリキュラムにも拘束されない、完全な私立学校 (independent school) であるフリー・スクールに、なぜ税金を投入しなければいけないのかという、納税者 (tax payer) の視点からの批判である。次に2) については、フリー・スクール設置基準をめぐって政府と地域住民とがズレを起こしているとがわかる。たしかに設置基準の中には地域の聞き取り調査を行い、すでにある学校に付加する必然性があるかを審査するとうたわれている。しかし、設置基準のもう一つの指標である、地域の教育水準向上に資するかどうか、という点が抜けている。

つまり、学校選択制導入政策で最も重視されている認可基準は、地域の人口動態から見たニーズだけではなく、地域住民が地元学校の現状に不満をもっているかどうか、もしそうなら、その不満、ニーズを解消してくれる、特色のあるフリー・スクールを設置することは正当化されるというものである。3)の反対論は、ペアレントクラシー (parentcracy) と呼ばれる、親の選択権拡大による格差拡大を公費で助長するのではないかという教育社会学者の批判 (Apple, 2012) とも重なる。いいかえれば、選択権があるということと、選択権を行使するということは別の問題であるという指摘 (田原, 1989) でもある。すなわち、新しい学校を選択する親が特定の階層や特定の価値集団だとしたら、公費をそこに投入することは正当化できないということである。最後に、住民からだされた4)の疑問は、3)とも関係してくる問題である。それというのは、アカデミーも同じだが、フリー・スクール設立運動に参加する親の多くが、水準が高く特色をもった学校を設立して、そこを自分の子供の進学先にしたいという欲望が底流にあるからである。実際に、フリー・スクール設立支持母体に参加する親は、学校理事に加わらなくても優先的に自分の子供を入学させることができる場合が少なくないことから、批判が投げかけられている^(注4)。それを可能にしているのが、入学者の決定について独自の方法をとることができる規定である。

さて、これらの批判は、裏返せば、政府のフリー・スクール政策が標榜するメリットに他ならない。それはレトリックというより、それぞれの利害集団の言説がもつ政治的意味が重複していると考えられる。1)～4)を政策担当者の視点からいいかえてみれば明白である。

1)フリー・スクールが目指すのは、公私のコラボレーションまたはパートナーシップである。これまで私学 (independent school) が培ってきた高い教育水準を、地域のすべての住民が享受できるようにするた

めの資金であり、決して、特定の階層のための私学に投入しているわけではない。このことは、前の労働党政権でアカデミーを導入したブレア前首相も支持している^(注5)。

2) この反対論はフリー・スクール政策の矛盾をもっとも鋭くついているだろう。なぜなら、緊縮財政で教育予算がカットされているなかで、少人数制と特色ある教育を売りにするフリー・スクールは、それ以前のアカデミーと同様、予算を膨らますことになるからである。もし、全体教育予算が削減されれば、そのしわ寄せが、既存の公立校に及ぶという批判である。現に、フリー・スクール設立には開校前から準備金 (pre-opening cost) が配分される (Route 39の場合、開校前に9万ポンドが支出されている)。そして開校時の当初資金 (start up funding) は、地域のニーズを量的ニーズではなく、個々の学校の教育内容に応じて支出するという立場をとっている。つまり、質の高い学校には傾斜配分を惜しまないのだから、それぞれが工夫を凝らし、競争して学校を変えろというのだ。実は、そこに政府の目的がある。すなわち、政府の手間暇を省いた教育改革促進策なのである。

3) 設立団体の性格については、政府は基本的にレッセ・フェール政策を貫いている。ただし、カリキュラム内容が極端な政治イデオロギーや宗教に偏っていないかどうかだけをチェックしている。これまで、地方教育当局によって画一的な学校しか提供できなかった状況を変えるため、思い切った規制緩和政策に打ってでたのである。多様性、脱官僚制、自由な設立、というのが政策的なセールスポイントになっている。そのことを反映して、毎年設立されるフリー・スクールの25%程度は宗教学校になっている。そこには、イスラム、ギリシャ正教など、これまで私立でしか認められていなかった特色ある学校がある。これは既存の私立学校が公的資金の補助で設立できるということで、学校設置形態を転換

(convert) する実態も見られる。

4) 設立母体の親が優先されたり、特定のグループの教育運動の実験場所になっているという批判は、ブレア政権時代のアカデミーでも指摘されていた(注5参照)。実際にフリー・スクールのカリキュラム特色のなかには、宗教色だけではなく、シユタイナー教育といった特殊な教育活動を前面に打ち出している学校も多い。ただ、同時に、カリキュラムの自由度が、週の授業時間の増加、特定の領域(特に理数系)の授業の強化、対話型の授業採用、といった新しい授業方法の導入促進という側面もあり、政府はそこを推進している。

このようにして、2011年発足一年目は24校だったフリー・スクールは、2013年5月にはあらたに102校が認可され、2014年からは292校が児童生徒を受け入れられる予定である。その設立動向は年々変化しており、まだ、フリー・スクールの性格を一般化するのは早計といわざるを得ない(注6)。たとえば、2011年当初、親のグループによる設立運動が盛んだったが、2013年の認可では、親による設立は、地域グループとの共同設立を合わせても5%に過ぎない。それに代わって、増えてきたのが、2013年の認可校の28%を占めるアカデミーチェーンを経営する教育慈善団体(multi-academy chain)である。同じように多いのは既存の公立校やアカデミーがあらたにフリー・スクールとして発足する形態(27%)である。この数字からみると、政府が標榜している、既存の校区内の学校教育に飽き足らない親たちに学校設立の機会を提供するという目的は、実態として次第に希薄になってきているといえる。

本研究は今後、ここで紹介したRoute 39の設立者、住民、地域既存中等学校への聞き取り調査を行い、その結果を分析する過程で学校選択制が、地域分断を生むのか高い質の教育を提供するのかを考察していきたい。ひいては、その分析が、我が国でも議論されている学校選択制の

導入議論に何らかの実質的な知見を提供してくれるものと考ええる。

おわりに—教育改革のデジャブ

イギリスにおけるフリー・スクール政策の動向と実態を見ていく時、ある種のデジャブを覚えるのは筆者だけではないだろう。全く新しい学校タイプとして提案されたフリー・スクールだが、それは、いつか、どこかで見た教育改革の構図と相似形をなし、我々の目には教育システムのパラダイム転換を伴うような改革というより、むしろ、同語反復のような停滞感さえもたらす。

もちろん、直近でいえば1992年以降導入されたスウェーデンのフリー・スクールを想起するだろうし、オールタナティブ・スクールの代表であるアメリカのチャーター・スクールをめぐって繰り返された賛否両論は、いまイギリスで展開されているフリー・スクールをめぐっての葛藤と似ている。イギリスの教育政策をさかのぼっても、本論でも指摘したが、1990年代初めの政府直轄校（GM school）への選択的離脱（オプティング・アウト）から25年を経て繰り返しているという感は否めない。

さらにいえば、文字通りフリー・スクールと呼ばれてきたニールのサマーヒル・スクールやシュタイナースクールなども、親に新しいタイプの教育を選択する機会を提供するために作られた学校だった。サマーヒルの教育はナショナル・カリキュラムに沿っていないということで、かつて政府から改善勧告を受けたが、いま、政府主導でナショナル・カリキュラムから自由な学校設立が提唱されているという、奇妙な現象が起きているのだ。

ひるがえってみれば、我が国でも教育改革国民会議（2000）で提案されたコミュニティ・スクールをめぐって、藤田英典と金子郁容が展開した学校選択制の是非論も未解決のままである（加藤 2010、金子

2003、河上 2000)。その後、折衷的に、一部の自治体で部分的選択制導入、学校評議会設置、第三者評価の義務化などが実行されたが、それらの実態は、あまり学校経営には関与しない形式的第三者評価機関といわざるを得ない。

学校選択制の是非論において、学校をめぐる利害集団の間でどのようなポリティクスが繰り広げられているのかについての具体的検証の欠如した価値判断は、イデオロギー的な教育運動論でしかなくなってしまいうだろう。その具体的かつ客観的な事例を報告することが、本研究の次なる課題であると考ええる。

注

- 1) <http://www.education.gov.uk> を参照されたい。
- 2) ただし、設立団体は利益を上げることはできない。したがって、慈善団体、宗教団体、教育NPOといった非営利団体に限られるが、アカデミーチェーンは、教育産業に近い規模をもっていることは確かである。イギリスでのフリー・スクールのモデルとなったスウェーデンでは、営利行為は禁止されているにもかかわらず、企業が教育に参入し、フリー・スクール経営以外の営利部門との境界があいまいになっていることから、さらに厳しい法的規制を望む声が高まっている。
- 3) Local School Network というウェブ上で、2013年3月、An unnecessary Free School in an AONB in Devon というタイトルの対話がなされ、校長が様々な質問に答える形式をとっている。ここでの校長の発言はそこからの引用である。
(<http://www.localschoolsnetwork.org.uk/2013/03/> 参照)
- 4) TES 16 December 2011. "Jumping the queue is just deserts, says Toby Young". 記事でヤング氏は、彼が設立にかかわった West London Free School では、志願者が入学定員を上回った場合、設立にかかわった親の子供に優先権を与えると表明し、そのことは教育大臣 (Gove) も認めていると述べている。ただ、TES の記者、Claire Shaw は、そうなれば、学校は親たちの秘密結社 (secret groups) になってしまうと危惧している。
- 5) TES 22 March 2013. "Free schools are 'a great idea', says Tony Blair". 労働党政権の前首相トニー・ブレアは、政権移譲後、2012年、ユネスコ主催の世界の教育と技術フォーラム (ドバイ) で、「公立システムのなかに異なるタイプの学校を導入することが必要だ」と述べ、さらに、フリー・スクールは「偉

大な発想」であるとまでいっている。教員組合が、イデオロギーの実験 (ideological experiment)、公的資金の浪費 (waste of public money) と批判を展開することに対して、教員組合は重要だが、彼らは教育の変化を頑なに拒否していると、逆に批判する。ブレアは、生徒にとってベストなのは何かを試金石になるべきだと主張する。その際の決定権は、政治家でもなく教師でもなく、親であるという。つまり、90年代を通じて保守党政権下で浸透してきた親の権利拡大 (ペアレントクラシー: parentcracy) をそのまま支持していたことの証左である。その上で彼は、公私のパートナーシップによる教育水準の向上が国家目標であると述べている。

- 6) TES 24 May 2013. "Glory days of parent power prove short-lived". 同記事の記者、Richard Vaughan は、アメリカのチャーター・スクールの15%が閉校していることを指摘し、フリー・スクールの将来に懸念を示している。また、同記事によれば、人権団体、British humanity association は、宗教的性格をもったフリー・スクールが新設校の25%になることにも懸念をしめしているという。

参考文献目録

〈欧文〉

- Apple, M. (2005) . Doing things the 'right' way: legitimating educational inequalities in conservative times, *Educational Review*, Vol.58, No.3, August.
- Apple, M. (2012) . *Can Education Change Society?*, Routledge.
- David, M. (1992) . Parents and the State: how has social research informed education reforms?. Arnot, M. & Barton, L (Ed) ,*Voicing Concerns: sociological perspectives on contemporary education reforms*, Triangle Books.
- Ball, S. J. (1993) . Education Markets, Choice and Social Class: the market as a class strategy in UK and the USA, *British Journal of Sociology of Education*, Vol.14 (1) , pp.3-20.
- Ball, S. J. (2012) . *Global Education INC-New Policy Networks and the Neo-Liberal Imaginary*, Routledge.
- Simon, B. (1991) . *Education and the Social Order 1940-1990*, Lawrence & Wishart.

〈邦文〉

- アンソニー・キディンス著、佐和隆光訳『第三の道』日本経済新聞社、1999年。
- 加藤潤「教育は市場である」今津孝次郎、樋田大二郎編著『続教育言説をどう読むか』新曜社、2010年。
- 加藤潤「イギリス教育改革における『葛藤』 -92『教育白書』(Education White

学校選択制についての一考察

- Paper) に対する反応-」名古屋女子学紀要(人文・社会編)第44号、1998年。
- 加藤潤「教育は多様でなければならない-平等原理から市場原理へ」今津孝次郎、植田大二郎編著『教育言説を読み解く』新曜社、1997年。
- 金子郁容「コミュニティ・スクールとは何か-構想が目指す理念と設立・運営システム」『学校経営』第48巻第5号、2003年。
- 河上亮一『教育改革国民会議で何が論じられたか』草思社、2000年。
- 藤田英典「教育の市場性／非市場性」『教育学年報5』世織書房、1996年。
- 藤田英典「教育における市場主義批判」『教育学年報6』世織書房、1997年。
- 黒崎勲「市場の中の教育／教育の中の市場」『教育学年報5』1996年。
- 黒崎勲「学校選択=複合的概念」『教育学年報6』1997年。
- 田原宏人「教育改革と市場原理」佐伯胖、黒崎勲ほか編著『教育の政治経済学』(現代の教育、第9巻)岩波書店、1998年。
- 望田研吾「イギリス連立政権のフリー・スクール政策の展開」中村学園大学・短期大学部研究紀要、第44号、2012年。
- 望田研吾「イギリスのリーディングエッジ・パートナーシップ・プログラムにおける協働」九州大学大学院教育学研究紀要、第9号(通算第52号)、2006年。

付記)本研究は、文部科学省科学研究費、基盤研究(C)、課題番号25381146「イギリスの学校選択制導入(free school)をめぐる地域葛藤に検する研究」(平成24年-26年)による研究成果の一部である。